

改正派遣法に基づくマージン率の公開について

令和8年6月30日
株式会社ジェイテック

平成24年10月1日施行の「労働者派遣法改正法」により、派遣元事業者（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金を派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率といいます）を公開することが義務付けられました。
(法第23条第5項)

令和7年度における情報提供を下記の通り公開いたします。
このマージン率は、以下の計算式で算出します。

マージン率	=	$\frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$
		(小数点第2位以下を四捨五入)

※マージン率には、派遣労働者の社会保険料、有給休暇費用、福利厚生費や教育訓練費等も含まれています。

対象期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日

派遣労働者数の数	23人
派遣先の数	4社
派遣料金の平均額 (8H平均)	25,987円
派遣労働者数の賃金の平均 (8H平均)	19,229円
マージン率	26.0%
教育訓練に関する事項	情報セキュリティ及び個人情報保護教育 IT技術 (eラーニング使用)、ビジネスマナー研修
福利厚生に関する事項	社会保険、年次有給休暇、定期健康診断、育児介護休業他
労働者派遣法第30条の4 第1 項の労使協定の締結の有無	有
上記労使協定の有効期間	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日
上記労使協定の対象となる労働者の範囲	全ての派遣労働者